

豊島区建設工事等の競争入札における 予定価格の事後公表の試行に関する要綱

平成 22 年 4 月 28 日

総務部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区が発注する建設工事等の競争入札において、予定価格を入札執行後に行う公表（以下「予定価格の事後公表」という。）の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要綱において、「建設工事等」とは、土木工事、建築工事及び設備工事（この条において「建設工事」という。）並びに建設工事に関する設計、調査、工事監理並びに建設工事の用に供することを目的とする測量及び機械類の製造をいう。

(対象工事)

第 3 条 この要綱により予定価格の事後公表の対象となる建設工事等は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 予定価格が 250 万円を超え、1,500 万円未満までの工事
- (2) 予定価格が 1,500 万円以上の工事のうち、豊島区指名業者選定委員会（豊島区指名業者選定委員会設置要綱（昭和 56 年区長決裁）第 1 条により設置された委員会をいう。）において予定価格の事後公表の対象と決定したもの。

(公告・入札)

第 4 条 予定価格の事後公表と決定した入札案件を公告するときは、予定価格の事後公表案件であることを明示する。

- 2 予定価格の事後公表と決定した入札案件の入札回数は、3 回（再度入札は 2 回）までとする。
- 3 予定価格の事後公表の対象と決定した入札に参加する者は、積算内訳書の添付を要する場合には、入札書と同時に入札金額に相応する積算内訳書を提出するものとし、同一案件に再度入札に付した場合も同様とする。

(事後公表の方法)

第 5 条 予定価格の事後公表は、入札一覧表（別記様式）による。

(事後公表の場所)

第6条 予定価格の事後公表の場所は、東京電子自治体共同運営サービス、豊島区ホームページ及び行政情報コーナーとする。

(事後公表の時期)

第7条 予定価格の事後公表の時期は、競争入札において落札者が決定した後に行う契約締結時以降とする。

(試行期間)

第8条 試行期間は、この要綱施行日から平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月2日以降公告された建設工事等の競争入札から適用する。